

警察庁訓令第9号

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月12日

警察庁長官 片桐 裕

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中 「5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び
6 事件の事実の要旨

「5 少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条
び事由 を 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
」
7 事件の事実の要旨

第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算

機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべ

きものの範囲

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

」

記録命令付差押許可状請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

官職

印

下記少年に対する 触法事件につき、
記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記

1 少年の氏名

年 月 日生(歳)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6 事件の事実の要旨

注意 少年の氏名が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

別記様式第10号中「6 差押えの経過」を「6 差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

触法調査

別記様式第10号の2（少年法第6条の5、刑訴法第218条、第222条）

記録命令付差押調書

年 月 日

警察署

官職

印

少年 に対する 触法事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した記録命令付差押許可状を 以示して、下記の
とおり記録命令付差押えをした。

記

- 1 記録命令付差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 記録命令付差押えの場所
- 3 記録命令付差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 4 記録させ又は印刷させた電磁的記録
- 5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者
- 6 記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 7 記録命令付差押えの経過

注意 やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。

（用紙 日本工業規格 A 4）

別記様式第11号中「6 搜索差押えの経過」を「6 搜索差押えの経過（少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）」に改める。

別記様式第15号の次に次の1様式を加える。

触法調査

別記様式第15号の2 (少年法第6条の5、刑訴法第222条、
第123条)

少年	
罪名	

電磁的記録に係る権利放棄書

年 月 日

警察署

官職

殿

住居

氏名

㊟

下記目録の物件に係る電磁的記録について、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。

目 録

符号	番号	品 名	数 量	備 考

- 注意 1 符号は、証拠物総目録によって付ける押収物の整理番号で、警察官が記入するものである。
2 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第16号中「、第220条」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

触法調査

別記様式第16号の2 (少年法第6条の5、刑訴法第222条、
第123条)

少 年	
罪 名	

交 付 請 書

年 月 日

警 察 署

官職

殿

住 居

氏 名

⑩

下記目録の物件の交付を受け、領収しました。

目 録

番 号	品 名	数 量	備 考

注意 「罪名」とは、少年の行為が触れた刑罰法令に係る罪名をいう。

取扱者印

(用紙 日本工業規格 A 4)

附 則

この訓令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成24年6月22日）から施行する。